

NPO関西事業再生

支援センターだより

大阪の
中小企業を
元気に!

>78<

貸してくれる銀行が良い銀行か？

金融機関もさまざまです。すぐに貸してくれる。手形借り入れは金利だけ。リスケにも応じてくれる。こういう銀行と付き合っている経営者も多い、と思います。

しかし、果たしてこういう銀行と付き合い続けることが正解なのでしょうか？

金融界の共通ルールとして、健全な企業の場合は、「借入金の総額へ10年分のキャッシュフロー」となっています。

5年ほど前までは、「借入金の無担保部分へ10年分のキャッシュフロー」でしたが、今も都

金融機関を選ぶ時代(上)

市銀行以外ではこの基準が使われていません。この基準に入らない企業に対する貸付金は不良債権として、その不良度合いに応じて引当金を積むことになりました。

引当金を積み始めれば銀行の決算内容が悪くなるので、なるべく不良債権とはせず、引当金を積まないで済ませたいというのが銀行の本音です。

体力が弱い銀行の場合、本来の不良債権を正常債権に見せかける仕掛けとして、次のようなケースが見られます。

旧基準を使い、「無担保貸付金の残高が年間キャッシュフローの10年以内だから問題無し」と組み立てる訳です。つまり担保不動産の金額を高く査定すれば、無担保部分が減り、その結果10年以内に収まり、不良債権が正常債権に化けるのです。

(NPO法人西日本事業支援機構理事、小西吾郎、電話077-521-6946)

21.9.3

関

再生支援センターだより

NPO関西事業再

大阪の
中小企業を
元気に!

>79<

金融機関が不良債権を正常債権に見せかける仕掛けをして、勝手に「問題なし」としても国が見過ごすことはありません。金融庁の検査が入り、査定が正しいかをチェックされます。

そして自己資本比率（総資産に占める自己資本の割合）がある基準を下回ると業務停止となります。この比率の最低合格ラインは、海外業務を行う銀行で8%、国内業務のみの銀行なら4%となっています。

昨年の11月に信金中央金庫（全国の信用金庫の母体）がニューヨーク支店と香港支店を廃止すると発表しましたが、これは国内業務に特化することで、基準を海外業

金融機関を選ぶ時代 (中)

務の8%から国内業務の4%に下げられるためです。

私が現在相談を受けている企業のうち、2社の取引銀行は金融庁の検査の結果、廃業を余儀なくされ、近郊の金融機関に吸収されました。このようにほかの銀行を吸収できるような金融機関は、不良債権を処理する体力もあります。

つまり、担保の査定を水増しすることはありません。こういった基準のことを銀行用語で「ものさし」と言うのですが、その「ものさし」が変わったため、今まで正常債権と区分されていた債権がたちまち不良債権に区分され、1社はRC（整理回収機構）に、もう1社はサービサー（債権回収会社）に売却されてしまいました。

レベルが低い高校にいる間は成績が中の上であっても、進学校に転校した途端に成績不良で留年や退学を強いられるようなものです。

（NPO法人西日本事業支援機構理事、小西吾郎、電話077-521-6946）